

令和元年度 事務事業評価シート

事務事業名		男女共同参画の推進				所管	総務部 人権・男女共同参画課		
事務事業の概要	行政計画	事業NO.	255	計画事業名	男女平等参画	事業の開始・終了年度			
	長期総合計画体系	[基本目標] 多様な主体と連携した区政運営の推進 [施策] 56 人権の尊重				[事業開始] 昭和62年度 [終了予定] - 年度			
	根拠法令等	法令(義務)	〔法令等名〕 男女共同参画社会基本法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、東京都台東区男女平等推進基本条例						
	事業対象	直接の対象 : 一般区民、在勤・在学者、区職員、男女平等推進団体 最終的な対象 : 同上							
	事業目的	男女平等参画に関する学習や講座の実施、情報誌の作成などを行うことにより、男女平等参画社会の形成を促進する。							
	事業内容 [H30年度]	①「はばたき21」推進会議の運営や計画の進捗管理を行う②配偶者等からの暴力防止に関する啓発 ③男女平等参画推進に関する各種講座の実施 ④区民企画講座の実施 ⑤基調講演、団体ワークショップ、展示からなる男女平等推進フォーラムの開催 ⑥公募委員による男女平等推進プラザ事業の実施 ⑦男女平等参画に関する情報等を掲載する情報誌の発行(年2回)							
	委託の有無	一部委託	委託内容		・男女平等推進フォーラムワークショップ委託、要約筆記委託 ・一時保育運営委託				
	補助金の有無	都							
事務事業の実績	種別	指標の名称	単位	R2年度	H28年度	H29年度	H30年度		
				目標値	実績	実績	実績	目標値	達成率
	活動指標	講座開催回数	回	20	22	21	18	20	90.0%
		フォーラム開催回数	回	1	1	1	1	1	100.0%
	成果指標	講演会アンケートでの満足度	%	80.0	84.7	82.0	93.0	80.0	116.3%
		審議会等の女性委員の割合	%	30.0	25.3	25.7	26.3	30.0	87.7%
	決算額 (単位:千円)				H28年度		H29年度		H30年度
					2,855		2,657		2,748
	事務事業コスト (単位:千円)	人にかかるコスト(人件費など)			14,713		12,988		14,498
		物にかかるコスト(物件費・維持補修費)			1,415		1,457		1,639
その他のコスト(扶助費・補助費など)			1,441		1,201		718		
総経費			17,569		15,646		16,855		
財源項目 (単位:千円)	受益者負担額(使用料・手数料・負担金など)			11		36		10	
	その他特定財源(国や都の支出金・財産収入など)			0		340		26	
	一般財源(区負担額)			17,558		15,270		16,819	
課題及び今後の進め方	男女平等に関する台東区民意調査によると、はばたきプラン21や男女平等推進プラザの認知度は下がっている。講演会や講座などの参加者に対して、リーフレットの配布などを行い、はばたきプラン21や男女平等推進プラザを周知する工夫をしていく。								
評価の視点	評価	評価の理由							
	必要性	4	女性活躍推進法による推進計画の策定や関係する立法措置へ対応し、男女平等参画を推進していくためには、より効果的な意識啓発を行い区民意識の向上を図ることが必要不可欠である。区民と協働による講座や事業の実施により、地域に根ざした人材を育成することが必要である。						
	効率性	3	男女平等推進フォーラムのワークショップを男女平等推進団体に委託したり、一部の講座実施を男女平等推進団体や区民と協働で実施することにより、事業を効率的に実施するだけでなく、区民の活動支援にも繋がっている。						
	手段の適切性	3	男女平等推進プラザでは、公募区民が事業や講座の企画に参画し、区民の意見・要望を反映させながら、事業を展開している。民間企業のノウハウ活用や事務の効率化などについて継続的な改善を図るため、講座を委託するなどの検討をしていく。						
	目的達成度	3	講演会アンケートでの満足度は前年度比で大きく上昇した。審議会等の女性委員の割合は、ガイドラインの活用により、全庁的に取組を行っているが、未だ計画目標を達成しておらず、女性の参画促進に向けて引き続き努力が必要である。						
〔総合評価〕 ※上記4つの視点を踏まえ、事業全体を評価。区民生活への影響を十分考慮すること。						今後の方向性			
講演会では音楽イベントの形式で実施することで、満足度が上がり、男女平等推進の意識の向上の一助となった。今後も、区民に男女平等推進基本条例やはばたきプラン21のさらなる周知を図るとともに、はばたきプラン21に掲げる事業を着実に推進することにより、男女平等参画社会の実現に向けた区民意識の向上を図ることが必要である。						維持		拡大 改善 維持 縮小 廃止・終了	